

平成 19 事務年度の輸入事後調査事績

～関税・消費税の適正かつ公平な課税の確保に向けて～

関税局調査課課長補佐 渡部 保寿

1. 輸入事後調査とは

関税の申告納税方式は昭和 41 年に採用されたものですが、同制度の下では、輸入者自らが課税標準及び税額を正確に計算して申告・納税を行うことが求められます。しかしながら、貿易取引形態が複雑化する中、輸入者をはじめとする関係者には様々な専門知識が求められており、必ずしも輸入貨物に係る申告が法令の規定に従って正しく行われているとは限りません。

そこで税関では、輸入貨物の通関後に輸入貨物に係る納税申告が関税法等の法令の規定に従って正しく行われているか否かを確認し、不適正な申告がある場合にはこれを是正するとともに、併せて輸入者に対して適切な申告を行うよう指導しています。これが輸入事後調査です。

関税法第 105 条第 1 項第 6 号は、税関職員の権限として、輸入貨物について輸入者やその関係者に質問し、又は輸入貨物や帳簿書類等の物件を検査することができる旨規定しており、輸入事後調査はこの質問検査権に基づいて行われ

るものです。また、消費税法第 50 条第 2 項の規定により、輸入貨物が保税地域から引き取られる際には、消費税を税関において徴収することとなっており、同法第 62 条第 3 項の規定により、税関職員にこの消費税についての調査権限が認められていることから、輸入事後調査においては、輸入貨物に係る消費税も調査対象となっています。

輸入事後調査においては、輸入された貨物について、課税価格や品目分類の適否、特惠税率適用の可否を確認し、また、不当廉売についての調査も行います。この調査は、税関職員が輸入者の事務所等を訪問のうえ、輸入業務や経理



企業への実地調査（イメージ）

事務の担当者等に輸入取引の形態や貨物代金の決済方法等について質問し、輸入者から提示を受けた仕入書等の帳簿書類を検査する等の方法により行われており、また、必要に応じて輸入者の取引先に対しても調査が行われます。

この調査の結果、不適正な申告があることが判明した場合には、関税法第7条の16の規定に基づいて課税価格や税額等を更正するなどにより、適正な課税を確保しています。また、併せて、輸入者に対して過少申告加算税、無申告加算税、更には平成17年10月から導入されている重加算税といった加算税を課することがあります。税関では、輸入事後調査とこれら加算税制度の厳正な運用を通じて、適正かつ公平な課税の確保に努めています。

2. 平成19事務年度における調査事績（表1、2）

平成19事務年度（平成19年7月から平成20年6月までの1年間）に、全国の税関では、5,865者の輸入者に対して輸入事後調査を実施しました。このうち4,099者の輸入者について申告漏れがあったことが判明し、これら輸入者により申告漏れのあった課税価格の総額は約1,617億円、これに対する関税・消費税の追徴税額（過少申告加算税等の加算税額を含む）は約112億円となりました。これらの金額は、昭和43年に輸入事後調査が始まって以来、いずれも過去最高となっています。

申告漏れのあった輸入者数については、近年増加傾向にあります。これについては、税関が幅広く積極的な調査を実施し、効果的・効率的

な調査に努めたことありますが、近年、生産を海外に委託したり、仲介者を取引に介在させるなど、国際取引が複雑化する中、申告すべき内容も複雑化しており申告漏れが生じ易くなってきていることなどもその一因であると考えられます。

主な申告漏れの態様は、①海外生産のために輸入者が輸出者に無償で提供した原材料費用などの申告漏れ（下記3.の事例1参照）、②インボイスに記載された決済金額以外の貨物代金の申告漏れ、③用船契約に係る輸入港までの運賃などの申告漏れ（下記3.の事例2参照）となっており、これらは近年の国際取引の複雑化を反映しているものと考えられます。

なお、納税額の不足が多かった品目は、納付不足税額の多い順に、①電気機器、②機械類、③織物衣類、④編物衣類、⑤光学機器等となっており、これら5品目で納付不足税額の総額の50.7%を占めています。これらの品目については、輸入量が多いことに加え、①原材料の無償提供や別払い代金に係る申告漏れが生じ易い品目であること（電気機器、機械類、光学機器等）、②その品目の関税率が比較的高いために、申告漏れがあると納付不足税額が大きくなること（織物衣類、編物衣類）から、納付不足税額が多かったものと考えられます。

3. 申告漏れのあった事例

ここで、平成19事務年度の輸入事後調査において申告漏れが判明したもののうち、主な申告漏れの態様に該当する事例を紹介します。

【事例 1：輸出者に無償提供した材料費用の申告漏れ】

輸入者 A は、中国の輸出者から冷蔵庫及び洗濯機を輸入しており、輸入貨物の製造に必要な金型等を無償提供していましたが、A は、この無償提供した金型等の費用を課税価格に含めずに申告していました。

輸入貨物の課税価格は、現実支払価格に加算要素の額を加えた価格（取引価格）によることを原則としており、買手により無償で提供された輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するものに要する費用は、加算要素の一つとなっています。本事例の場合、金型は、輸入貨物の生産に使用されるものであり、加算要素である「工具、鋳型又はこれらに類するもの」に該当することから、当該金型の費用は輸入貨物の課税価格に算入されることとなります。

本事例においては、申告漏れ課税価格は 14 億 3,700 万円、消費税の追徴税額は 7,200 万円でした。

【事例 2：輸入者が支払った積地滞船料の申告漏れ】

輸入者 B は、オーストラリアの輸出者から鉱物を輸入しており、輸入貨物を運送する船舶に係る積地滞船料の一部を船会社に支払っていました。本来、この輸入者が支払った積地滞船料は課税価格に含めるべきものでしたが、B は課税価格に含めずに申告していました。

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要した運賃」は輸入貨物の課税価格の加算要素の一つとされており、「用船契約により買手と船会社との間で別払いされる積地における滞船料」は、これに該当します。本事例の場合、輸入者が船会社に対して支払った積地滞船料は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要した運賃」として課税価格に算入されることとなります。

本事例においては、申告漏れ課税価格は 36 億 6,400 万円、関税及び消費税の追徴税額は 2 億 100 万円でした。

【事例 3：二重インボイスによる輸入申告（重加算税が賦課された事例）】

輸入者 C は、米国の輸出者から衣類等を輸入していましたが、C が輸入申告より前に入手していた決済用インボイスには正規の価格が記載されていましたが、この課税価格の計算の基礎となる事実を隠ぺいして、正規価格より低価に作成された通関用インボイスにより実際の課税価格よりも低い価格で申告していました。

重加算税制度は、隠ぺい又は仮装を伴う悪質な事犯に対して、過少申告加算税や無申告加算税よりも重い負担を課すことで、悪質な事犯を防ぎ、適正かつ公平な課税を確保することを目的とするもので、関税法においては平成 17 年 10 月に導入されたものです。

本事例においては、申告漏れ課税価格は 8,400 万円、関税及び消費税の追徴税額は 1,300 万円、うち重加算税は 158 万円でした。

4. おわりに

近年、輸入貨物の増加等を背景として輸入通関の迅速化に対する要請が高まっており、また、貿易取引形態が複雑化し、輸入者その他貿易取引関係者も多様化しています。

このような中、適正かつ公平な課税の確保のためには、輸入事後調査の果たす役割も年々大きいものとなってきています。もとより申告納税制度の下では、輸入事後調査による是正によ

るまでもなく、輸入者自らが課税標準及び税額を正確に計算して申告・納税を行っていただくべきことは言うまでもありません。税関では、輸入貨物に係る課税価格の申告漏れを未然に防止し、輸入者の適正申告を確保するため、関税分類、関税評価及び原産地規則に関する事前教示制度の利用促進や文書回答事例の税関ホームページ等による公開などに努めておりますので、輸入者の皆さまにおかれてもこれらを活用し、正しい納税申告を行っていただくようお願いいたします。

(表 1) 輸入事後調査の状況

		平成 19 事務年度		平成 18 事務年度
			対前年度比	
調査を行った輸入者 ①		5,865 者	+ 5.7%	5,548 者
申告漏れのあった輸入者 ②		4,099 者	+ 6.9%	3,836 者
申告漏れの割合 ②／①		69.9%	+ 0.8 ポイント	69.1%
申告漏れ課税価格		1,616 億 6,730 万円	+ 4.1%	1,553 億 7,193 万円
追徴税額	関 税	25 億 151 万円	- 7.4%	27 億 50 万円
	消 費 税	87 億 3,893 万円	+ 4.1%	83 億 9,651 万円
	計	112 億 4,044 万円	+ 1.3%	110 億 9,701 万円

(表 2) 納付不足税額が多い上位 5 品目

順位	平成 19 事務年度			平成 18 事務年度		
	分類	品目	納付不足税額	分類	品目	納付不足税額
1	85 類	電気機器	20 億 4,941 万円	85 類	電気機器	21 億 3,387 万円
2	84 類	機械類	15 億 2,258 万円	84 類	機械類	9 億 8,425 万円
3	62 類	織物衣類	6 億 3,703 万円	62 類	織物衣類	6 億 6,125 万円
4	61 類	編物衣類	5 億 7,967 万円	61 類	編物衣類	5 億 9,615 万円
5	90 類	光学機器等	5 億 5,158 万円	44 類	木材等	5 億 2,738 万円

(注) 分類は、関税率表（関税定率法・関税暫定措置法の別表）に従っています。関税率表は、条約の付属書品目表（HS 品目表）に基づいて作成されています。